

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度で利用できる行政サービスについて(令和6年3月1日現在)

利用できる行政サービス	問合せ先	具体的な内容	利用開始時期	その他
1 課税(非課税)・所得証明書の交付	課税課 463-2853	同一世帯員であれば委任状不要で課税(非課税)・所得証明書を交付する。	令和6年4月(予定)	制度の届出者のみ可能です。
2 住民票の写しの交付	総合窓口課 463-2618	同一世帯員であれば委任状不要で住民票の写しを交付する。	実施中	制度の届出有無に関わらず可能です。
3 保育園等の子の送迎	保育課 463-2939	子の送迎者の登録	実施中	制度の届出有無に関わらず登録可能です。
4 朝霞市営住宅の入居申込	開発建築課 423-3854	朝霞市営住宅の入居申込みにおいて、パートナーシップ制度届出者を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に含まれるものとする。	次回実施から	申込みは、(ファミリーシップ制度を利用せずとも)パートナーシップ制度の利用で可能です。